



平成 18 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 アヲハタ株式会社
代表者名 取締役社長 多智花 宏 治
(コード番号 2830 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 豊 政 茂
T E L (0 8 4 6) 2 6 - 0 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 1 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、次のとおり所要の変更をおこなうものであります。

単元未満株主が行行使することができる権利の範囲を相当なものとすべく、単元未満株主の権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第 9 条)

株主総会招集手続の合理化をはかるべく、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより株主の皆様提供したものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 18 条)

取締役会の機動的な運営をはかるべく、取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことが可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第 25 条)

社外監査役として適切な人材を招聘することを容易にし、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第 35 条)

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更をおこなうものであります。

- (2) 周知性の向上、費用軽減および手続きの合理化をはかるため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 社外取締役として適切な人材を招聘することを容易にし、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第 28 条)
- (4) 現行定款には条文の内容を表す表題がなかったことから、全ての条文に表題を付すものであります。

2．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 1 月 26 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 1 月 26 日（金）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 当社は、アヲハタ株式会社と称し、 英文では、AOHATA Corporationと表示する。	<u>(商号)</u> 第 1 条 当社は、アヲハタ株式会社と称し、 英文では、AOHATA Corporationと表示する。
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 農畜水産缶詰の製造販売</u> <u>2. 佃煮、漬物、乾燥食品、冷凍食品、畜産加工、ソースその他各種食料品の製造加工販売</u> <u>3. 農畜水産加工用包装資材・調味料等の配合資材ならびに食品の加工および製造に係る機械類の販売</u> <u>4. 環境衛生のための防虫、防鼠、サニタイズ、機械クリーニング等の事業</u> <u>5. コンピュータによる情報の提供および各種計算業務</u> <u>6. 損害保険の代理業</u> <u>7. 前各号に附帯関連する一切の業務</u>	<u>(目的)</u> 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 農畜水産缶詰の製造販売</u> <u>(2) 佃煮、漬物、乾燥食品、冷凍食品、畜産加工、ソースその他各種食料品の製造加工販売</u> <u>(3) 農畜水産加工用包装資材・調味料等の配合資材ならびに食品の加工および製造に係る機械類の販売</u> <u>(4) 環境衛生のための防虫、防鼠、サニタイズ、機械クリーニング等の事業</u> <u>(5) コンピュータによる情報の提供および各種計算業務</u> <u>(6) 損害保険の代理業</u> <u>(7) 前各号に附帯関連する一切の業務</u>
第 3 条 当社は、本店を広島県竹原市におく。 (新設)	<u>(本店の所在地)</u> 第 3 条 当社は、本店を広島県竹原市に置く。 <u>(機関)</u> 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	<u>(公告方法)</u> 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条 当社の発行する株式は、2,400 万株とする。	<u>(発行可能株式総数)</u> 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,400 万株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 2) 当社は、<u>1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> (削除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> 2) 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2) <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3) <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第10条 <u>当社の発行する株券の種類は取締役会の定めるところによる。</u></p> <p>第11条 <u>当社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条 <u>当社は、毎年決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> 2) <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条 <u>定時株主総会は、毎決算期日後3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（株主名簿管理人）</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（株式取扱規程）</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">（招集）</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（定時株主総会の基準日）</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2) 取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2) 商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもってこれを行う。</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 17 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印または電子署名を行い、当会社に保存する。</p>	<p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2) 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 12 名以内とする。</p> <p>第 19 条 取締役は株主総会で選任し、その決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (新設)</p> <p>2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2) 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 21 条 取締役は取締役会を組織し、業務の執行を決する。</p> <p>第 22 条 代表取締役は取締役会の決議によって選任する。</p> <p>2) 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより業務を執行する。</p> <p>3) 取締役会の決議により取締役社長 1 名を選任するほか、必要に応じ取締役会長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。 (新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、12 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 (削除)</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選定するほか、必要に応じて取締役会長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条 <u>取締役会招集の通知は、会日の3日前に発する。ただし、緊急やむをえないときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2) <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長または代表取締役社長がこれを招集しその議長となる。</u></p> <p>3) <u>代表取締役会長および代表取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>取締役会の招集通知</u>)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第 24 条 取締役会に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(<u>取締役会規則</u>)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第 25 条 会社の業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議により、相談役および顧問を囑託することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>相談役および顧問</u>)</p> <p>第27条 会社の業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議により、相談役および顧問を囑託することができる。</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第 26 条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(<u>員数</u>)</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 27 条 <u>監査役は株主総会で選任し、その決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (新設)</p> <p>第 28 条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2) <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 29 条 <u>監査役はその互選をもって常勤の監査役を選任するほか、必要に応じ常任監査役を選任することができる。</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役会は、法令に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関し、監査役会が必要と認める事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役会招集の通知は、会日の3日前に発する。ただし、緊急やむをえないときは、これを短縮することができる。</u> (新設)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会に関する事項は、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定するほか、必要に応じ常任監査役を定めることができる。</u> (削除)</p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 33 条 当社の営業年度は、年 1 期とし、毎年 11 月 1 日から始まり翌年 10 月 31 日に終る。</p> <p>第 34 条 利益配当は、毎年決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対しこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 35 条 取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 36 条 利益配当金および中間配当金が支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払の配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(事業年度)</p> <p>第 36 条 当社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当)</p> <p>第 37 条 当社は、株主総会の決議により、<u>毎年 10 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、<u>毎年 4 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第 38 条 取締役会の決議により、<u>市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(配当金の除斥期間)</p> <p>第 39 条 期末配当金および中間配当金が支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払の配当金には利息をつけない。</p>

以上